

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7月 2日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社光通信
【届出者の住所又は所在地】	東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社光通信 (東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社光通信をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、OA機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和63年2月に設立された会社であり、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を148,214株（所有割合（注1）にして32.18%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、本書提出日現在、当社の連結子会社のうち、株式会社アイ・イーグループが16,200株（所有割合にして3.52%）、株式会社エフティコミュニケーションズが9,297株（所有割合にして2.02%）、株式会社パイオンが2,162株（所有割合にして0.47%）、株式会社アドバンスサポートが970株（所有割合にして0.21%）、株式会社ALL Japan Solutionが6,811株（所有割合にして1.48%）、それぞれ対象者普通株式を所有し、さらに、その他の当社の連結子会社及び持分法適用会社（計5社）が、合計9,704株（所有割合にして2.11%）所有しており、当社とこれらの会社とが所有する対象者普通株式の合計は、193,358株（所有割合にして41.98%）です。当社は、対象者の議決権の過半数を所有してはいないものの、当社とその連結子会社含めて対象者の総議決権数を約40.41%保有し、かつ対象者に対して過半数以上の取締役を派遣しているため、対象者は当社の連結子会社です。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的、背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに際して、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で、平成25年7月1日付けで応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する対象者株式35,104株全てを応募する旨を合意しております。なお、本公開買付けの買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である8月6日から決済開始日が8月7日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付期間の末日までに、当社に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められております。当社は、平成25年7月1日、同日開催の当社取締役会にて、対象者の株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する対象者普通株式35,104株（所有割合にして7.62%）を買い付けることを主たる目的とするものの、対象者の他の株主による売却の機会も確保するために50,000株（所有割合にして10.86%）を上限として対象者普通株式を取得することを企図し、対象者普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、本公開買付けはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合からの対象者普通株式の取得を主たる目的としているものの、当社は、本公開買付けにより、保有する対象者普通株式の比率を高めることにより、対象者並びに対象者の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（以下「対象者グループ」といいます。）と当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（対象者グループを除きます。以下「当社グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより強く、緊密なものとするため、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定いたしておりません。

一方で、当社は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも対象者普通株式の上場並びに対象者の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えております。したがって、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において3分の2を超えない）範囲での対象者普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を50,000株（所有割合にして10.86%）と設定しております。また、本公開買付けにより50,000株の買付け等を行った後における当社の所有に係る株券等の株券等所有割合は43.04%（198,214個）、当社及び当社の特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で52.89%（243,596個）（注2）です。

また、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、応募を合意している株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格であり、2,500円になります。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大証JASDAQ」といいます。）における平成25年6月28日（本公開買付けの公表日の前営業日）までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の終値の単純平均値（3,499円）に28.56%のディスカウントをした価格であります。

なお、対象者が平成25年7月1日に公表した「株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、システム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある当社の強みを今後もより一層活用していくためには、当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。なお、対象者の取締役6名のうち伊奈聡氏及び西本優晴氏を除く4名及び対象者の監査役3名全員が、当社の従業員を兼職しておりますが、対象者取締役会の決議に参加することにつき問題ないことを確認しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないとのことです。

(注1) 所有割合は、対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数(459,832株)に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数(735株)を加算した数(460,567株)に占める所有株式数の割合です。

(注2) 本公開買付けにおいては、当社の特別関係者が所有する対象者普通株式についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は52.89%を下回ることとなります。

(2) 本公開買付けの目的、背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、平成8年、インターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的に「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」として設立されました。その後、平成17年に商号を現在のユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更し、同年ジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしました。システム技術の開発を軸に、店舗運営を行う企業に対して集客や管理といったIT化を中心とするシステムの提供や、中小企業向けにオフィスソリューションの販売を行うなどの事業を展開しております。

当社は、対象者との間で、平成20年5月22日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」を締結し、平成20年6月10日付にて第三者割当増資により11,000株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材、ノウハウを対象者に提供し、対象者の有するソリューション開発力や顧客層を当社グループで活用することで、相互の事業を強化・拡大・発展させることを目指してまいりました。さらに、平成21年4月2日付にて73,938株の第三者割当増資を引き受け、対象者を当社の連結子会社としました。その後、平成21年10月2日付にて業務提携強化に関する「基本合意書」を締結し、平

成21年10月20日付にて26,379株の第三者割当増資を引き受け、さらに平成23年1月5日付にて29,097株の第三者割当増資を引き受けるなど、当社グループと対象者グループとの協力関係を強め、シナジーの実現に向けて取り組んでまいりました。

そのような状況の中、平成25年4月頃より、対象者の第3位株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合から当社及び対象者に対し、所有する対象者普通株式を処分したい旨の連絡があり、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてまいりました。当社は、当社がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の所有する対象者普通株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係をさらに強化していくことが、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年7月1日に当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年7月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社といたしましては、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、当社との協力関係をさらに強化し、さらなるシナジーの実現を目指していくことで、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。なお、対象者が平成25年6月27日に公表した「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」によれば、対象者は平成25年3月期において債務超過になったことから、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっているが、早い段階での債務超過解消に努めていくとのことです。

(3) 公開買付者における本公開買付価格の決定過程

当社は、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の3ヶ月間の市場価格の推移（1,926円～6,500円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成25年7月1日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日（平成25年6月28日）までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値から28.56%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしたため、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

なお、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年6月28日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値2,045円に対して22.25%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム及びディスカウントの計算について同じ。）のプレミアム、過去1ヶ月間（平成25年5月29日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値3,499円に対して28.56%のディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年3月29日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値2,832円に対して11.73%のディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年1月4日から平成25年6月28日まで）の終値の単純平均値2,474円に対して1.05%のプレミアムをそれぞれ行った金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本書提出日の前営業日である平成25年7月1日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値2,545円に対して1.77%のディスカウントを行った金額です。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本優晴氏（以下「西本氏」といいます。）に対して、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る手続の公正性、(c)本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当か、及び(d)上記(a)ないし(c)その他の事項を前提に、本公開買付けに賛同し、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことが対象者の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。

西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年7月1日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、対象者の自律性・独自性を維持しつつ当社との関係性をより強化できるという点において対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)対象者は本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続の適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社との合意により決定されていること、対象者の株主が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合には対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

(5) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式を大証 J A S D A Q に上場しております。本公開買付けにおいては、50,000株（所有割合にして10.86%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が所有する対象者普通株式の数は、最大で198,214株（所有割合にして43.04%）（当社と株式会社アイ・イーグループ、株式会社エフティコミュニケーションズ、株式会社パイオン、株式会社アドバンスサポート、株式会社ALL Japan Solution、さらにその他の当社の連結子会社及び持分法適用会社（計5社）が所有することとなる対象者普通株式の合計数は、最大で243,358株（所有割合にして52.84%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本書提出日現在、対象者普通株式等の追加取得を行う予定はありません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成25年7月1日付にて、対象者普通株式35,104株（所有割合にして7.62%）を所有するSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で、本応募契約を締結し、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する対象者普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。本応募契約においては、本公開買付の買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である8月6日から決済開始日が8月7日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付期間の末日までに、当社に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められております。なお、本応募契約において、応募についての前提条件は存在しません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年7月2日（火曜日）から平成25年7月30日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年7月2日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年8月13日（火曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社光通信

広報・IR課 倉持 真弓

03-5951-3718

受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く。）9時00分～17時00分

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金2,500円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。</p> <p>当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の3ヶ月間の市場価格の推移(1,926円～6,500円)及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成25年7月1日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日(平成25年6月28日)までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値から28.56%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしたため、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年6月28日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値2,045円に対して22.25%(小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム及びディスカウントの計算について同じ。)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年5月29日から平成25年6月28日まで)の終値の単純平均値3,499円に対して28.56%のディスカウント、過去3ヶ月間(平成25年3月29日から平成25年6月28日まで)の終値の単純平均値2,832円に対して11.73%のディスカウント、過去6ヶ月間(平成25年1月4日から平成25年6月28日まで)の終値の単純平均値2,474円に対して1.05%のプレミアムをそれぞれ行った金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1株当たり2,500円は、本書提出日の前営業日である平成25年7月1日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値2,545円に対して1.77%のディスカウントを行った金額です。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>平成25年4月頃より、対象者の第3位株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合から当社及び対象者に対し、所有する対象者普通株式を処分したい旨の連絡があり、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてまいりました。当社は、当社がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の所有する対象者普通株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係をさらに強化していくことが、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年7月1日に当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年7月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p> <p>当社は、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉を行い、両者が合意した価格とする方針を採用しました。</p> <p>当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の3ヶ月間の市場価格の推移(1,926円~6,500円)及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、平成25年7月1日付の当社による本公開買付け開始についてのプレスリリースの公表日の前営業日(平成25年6月28日)までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値から28.56%ディスカウントをした価格をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本氏に対して、本諮問事項について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。</p> <p>西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。</p>
-------	---

	<p>西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成24年7月1日付で、対象者の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、対象者の自律性・独自性を維持しつつ当社との関係性をより強化できるという点において対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)対象者は本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続きの適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社との合意により決定されていること、対象者の株主が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合には対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
50,000 (株)	(株)	50,000 (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(50,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	50,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月2日現在)(個)(d)	148,214
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月2日現在)(個)(g)	45,144
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	459,832
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	10.86
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	52.84

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(50,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月2日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は52.84%を下回ることとなります。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成25年6月27日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式も公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数(459,832株)に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数(735株)を加算した数(460,567株)に係る議決権数(460,567個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求頂き、当社から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上公開買付代理人までご返送頂き申込む方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時までに公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店（注1）（場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。）において申し込む方法にて、応募を行ってください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に公開買付期間の末日の午後3時までに到達するよう応募を行ってください。）。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。

対象者の特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主等口座へ振替手続をお取りいただく必要があります。なお、特別口座の口座管理機関に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせ下さいませよう願ひ申し上げます。

（注1） 公開買付代理人の営業所、公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店は次のとおりとなります。

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店（本店営業部）及び各支店

函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 下北沢支店 新宿中央支店
多摩桜ヶ丘支店 青梅支店 上大岡支店 平塚支店 松本支店 大町支店 伊那支店 飯田支店 名古屋支店 大阪支店 伊丹支店 檀原支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）、又は公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にてご確認ください。

個人・・・・・・ 運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか（いずれも原則として原本、氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの、発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの、インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・ 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本、発行後6ヶ月以内に作成のもの）
法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類
その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

（注3） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続きを行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	125,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	138,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(50,000株)に1株当たりの買付価格(2,500円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	200,000
計(a)	200,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

200,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年8月6日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成25年8月20日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(50,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株(あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びラないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号

に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について重要な事項につき虚偽の記載があり又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イないしリに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。本公開買付けにおいては、上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

- ・ 応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと
- ・ 応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと
- ・ 本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと
- ・ 他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年月日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年月日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社光通信

（東京都豊島区西池袋一丁目4番10号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	193,596(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	193,596		
所有株券等の合計数	193,596		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数238個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	148,214(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	148,214		
所有株券等の合計数	148,214		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	45,382 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	45,382		
所有株券等の合計数	45,382		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数238個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社アイ・イーグループ
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋二丁目29番16号
職業又は事業の内容	OA機器の販売等
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社エフティコミュニケーションズ
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
職業又は事業の内容	情報通信機器、OA機器の販売等
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社ALL Japan Solution
住所又は所在地	東京都文京区小日向四丁目2番6号
職業又は事業の内容	OA機器の販売等
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社パイオン
住所又は所在地	大阪市中央区本町一丁目4番8号
職業又は事業の内容	情報インフラ事業、法人ソリューション事業等
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社ネクストジョイ
住所又は所在地	石川県金沢市南町4-60
職業又は事業の内容	電話サービス、各種通信・放送サービスの販売促進事業等
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社アドバンスサポート
住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目4番3号
職業又は事業の内容	通信機器販売事業、コールセンター事業、モバイルソリューション事業等
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社B t o Bホールディングス
住所又は所在地	岡山県岡山市北区駅前町1-8-1
職業又は事業の内容	O A 機器販売, 通信回線サービスの販売等
連絡先	岡山県岡山市北区駅前町1-8-1 株式会社B t o Bホールディングス 電話番号 0120-974-289
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社エヌ・エル・エヌ
住所又は所在地	鳥取県鳥取市新品治町1番地2
職業又は事業の内容	情報通信機器販売、エネルギー事業等
連絡先	鳥取県鳥取市新品治町1番地2 株式会社エヌ・エル・エヌ 電話番号 0857-39-3333
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	アイ・エイチ・ジェイ株式会社
住所又は所在地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町12-12
職業又は事業の内容	O A 機器販売、情報通信機器販売等
連絡先	鹿児島県鹿児島市鴨池新町12-12 アイ・エイチ・ジェイ株式会社 電話番号 099-214-3901
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	株式会社サンライズネットワークス
住所又は所在地	宮城県宮崎市東大淀2-3-34
職業又は事業の内容	電話サービス、各種通信・放送サービスの販売促進業務等
連絡先	宮城県宮崎市東大淀2-3-34 株式会社サンライズネットワークス 電話番号 0120-448-605
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	岡田 栄二
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋三丁目13番5号(特別資本関係を有する法人)
職業又は事業の内容	株式会社バスケプラス 取締役
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月2日現在)

氏名又は名称	羽田 智宏
住所又は所在地	山形県酒田市東町1-15-13(特別資本関係を有する法人)
職業又は事業の内容	株式会社サンリキュール 代表取締役
連絡先	山形県酒田市東町1-15-13サンリキュールビル 株式会社サンリキュール 電話番号 0234-21-3150
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社アイ・イーグループ

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16,200 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	16,200		
所有株券等の合計数	16,200		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社エフティコミュニケーションズ

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,297 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	9,297		
所有株券等の合計数	9,297		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社ALL Japan Solution

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,811 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	6,811		
所有株券等の合計数	6,811		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社パイオン

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,162 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,162		
所有株券等の合計数	2,162		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社ネクストジョイ

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,162 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,162		
所有株券等の合計数	2,162		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社アドバンスサポート

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	970 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	970		
所有株券等の合計数	970		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社B t o Bホールディングス

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,162 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	2,162		
所有株券等の合計数	2,162		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社エヌ・エル・エヌ

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,940 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,940		
所有株券等の合計数	1,940		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

アイ・エイチ・ジェイ株式会社

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,720 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,720		
所有株券等の合計数	1,720		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

株式会社サンライズネットワークス

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,720 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1,720		
所有株券等の合計数	1,720		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

岡田 栄二

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	200 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

(注) 岡田栄二氏は小規模所有者に該当いたしますので、岡田栄二氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月2日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

羽田 智宏

(平成25年7月2日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	38(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	38		
所有株券等の合計数	38		
(所有潜在株券等の合計数)	()	()	()

(注) 羽田智宏氏は小規模所有者に該当いたしますので、羽田智宏氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月2日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社及び当社の子会社と対象者及び対象者の子会社との間の主要な取引の概要及び取引金額は、以下のとおりです。

第26期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

ア．当社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	資金の返済	148	1年内返済予定の長期借入金	26
	利息の支払	5	長期借入金	98
	対象者の金融機関の借入 に対する被債務保証	52	-	-
	保証料の支払	0		

イ．当社の子会社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
株式会社コンタクトセンター	投資有価証券売却 売却代金	7	未収入金	7
	売却代金 売却損	12		
株式会社メンバーズモバイル	携帯電話取次	93	売掛金	13
	携帯電話仕入	83	買掛金	8
SGS株式会社	ソフトウェア購入	28	-	-
株式会社ハローコミュニケーションズ	関係会社株式の売却	42	-	-
	売却代金 売却益	10		
e-まちタウン株式会社	関係会社株式の購入	19	-	-
株式会社ALL Japan Solution	株式交換による新株の発行	14		-

ウ．当社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	資金の返済	30	1年内返済予定の長期借入金	12
	利息の支払	1	長期借入金	35

エ．当社の子会社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
株式会社メンバーズモバイル	携帯電話取次	531	売掛金	152
	携帯電話仕入	397	買掛金	81
	携帯電話保証金の差入	3	営業差入保証金	19
e - まちタウン株式会社	資金の返済	2	1年内返済予定の長期借入金	2
	利息の支払	1	長期借入金	44

(注) 1. 取引条件は一般取引条件によっております。

2. 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。
3. 投資有価証券の売却及び関係会社株式の売却及び購入については、双方協議の上決定しております。
4. 株式交換については、第三者算定機関による交換比率の算定結果をもとに双方協議の上決定しております。
5. 借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。
6. 上記は、対象者の第17期有価証券報告書(平成25年6月27日提出)より引用しています。

第25期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

ア．当社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	資金の借入	189	1年内返済予定の長期借入金	187
			長期借入金	86
	利息の支払	6	-	-
	対象者の金融機関の借入 に対する被債務保証	103	-	-

イ．当社の子会社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社コンタクトセンター	関係会社株式の取得	64	-	-

ウ．当社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	資金の借入	78	1年内返済予定の長期借入金	12
			長期借入金	66
	利息の支払	2	-	-

エ．当社の子会社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社メンバーズモバイル	携帯取次売上等	1,022	売掛金	176
	携帯電話仕入代等	682	買掛金	101
e - まちタウン株式会社	資金の借入	-	1年内返済予定の長期借入金	2
			長期借入金	46
	利息の支払	1	-	-

(注) 1. 取引条件は一般取引条件によっております。

2. 取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。

3. 株式の取得価額については、第三者算定機関の算定価格を参考にして決定しております。

4. 借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

5. 上記は、対象者の第16期有価証券報告書（平成24年6月27日提出）より引用しています。

第24期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

ア．当社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	出向者の受入等	73	未払金	50
	ソフトウェアの購入	31		
	保証料の支払	0		
	資金の借入	100	1年内返済予定の長期借入金	1
			長期借入金	98
	利息の支払	0	-	-
	対象者の金融機関の借入 に対する債務被保証	88	-	-
	株式交換による新株の発行	54	-	-
第三者割当増資による新株の発行	182	-	-	

イ．当社の子会社と対象者との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社アイ・イーグループ	株式交換による新株の発行	113	-	-
株式会社Hi-Bit	関連会社の株式取得	36	投資有価証券	36
株式会社オリエンタル・エージェンシー	関連会社の株式取得	32	投資有価証券	32
株式会社エムズクリエーション	役務の提供等	98	売掛金	23

ウ．当社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社	研修教育等の役務提供	923	売掛金	57
	資金の借入	-	短期借入金	90
	利息の支払	0	-	-
	出向者の受入等	307	未払金	51
	地代家賃	124		

エ．当社の子会社と対象者の子会社との重要な取引

会社等の名称又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
株式会社アイ・イーグループ	携帯電話コミッション等	936	売掛金	204
	携帯電話仕入代等	440	買掛金	114
e - まちタウン株式会社	資金の借入	-	短期借入金	50
	利息の支払	0	未払金	0

(注) 1．取引条件は一般取引条件によっております。

2．取引金額については、消費税等を除いて表示しておりますが、期末残高には消費税等を含めております。

3．第三者割当増資の1株当たりの発行価額は、本増資に係る取締役会決議日の直前営業日の大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値を基に算定しております。

4．株式の取得価額については、第三者算定機関の算定価格を参考にして決定しております。

5．株式交換については、第三者算定機関による交換比率の算定結果をもとに双方協議の上決定しております。

6．借入金利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。

7．上記は、対象者の第15期有価証券報告書（平成23年6月29日提出）より引用しています

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、システム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある当社の強みを今後もより一層活用していくためには、当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。なお、対象者の取締役6名のうち伊奈聡氏及び西本優晴氏を除く4名及び対象者の監査役3名全員が、当社の従業員を兼職しておりますが、対象者取締役会の決議に参加することにつき問題ないことを確認しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないとのことです。

(2) 本公開買付けの目的、背景及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、平成8年、インターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的に「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」として設立されました。その後、平成17年に商号を現在のユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更し、同年ジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしました。システム技術の開発を軸に、店舗運営を行う企業に対して集客や管理といったIT化を中心とするシステムの提供や、中小企業向けにオフィスソリューションの販売を行うなどの事業を展開しております。

当社は、対象者との間で、平成20年5月22日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」を締結し、平成20年6月10日付にて第三者割当増資により11,000株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材、ノウハウを対象者に提供し、対象者の有するソリューション開発力や顧客層を当社グループで活用することで、相互の事業を強化・拡大・発展させることを目指してまいりました。さらに、平成21年4月2日付にて73,938株の第三者割当増資を引き受け、対象者を当社の連結子会社としました。その後、平成21年10月2日付にて業務提携強化に関する「基本合意書」を締結し、平成21年10月20日付にて26,379株の第三者割当増資を引き受け、さらに平成23年1月5日付にて29,097株の第三者割当増資を引き受けるなど、当社グループと対象者グループとの協力関係を強め、シナジーの実現に向けて取り組んでまいりました。

そのような状況の中、平成25年4月頃より、対象者の第3位株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合から当社及び対象者に対し、所有する対象者普通株式を処分したい旨の連絡があり、当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてまいりました。当社は、当社がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の所有する対象者普通株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係をさらに強化していくことが、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年7月1日に当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年7月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社といたしましては、本公開買付け後も対象者の上場を維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、当社との協力関係をさらに強化し、さらなるシナジーの実現を目指していくことで、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者からの独立性が高い対象者の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本氏に対して、本諮問事項について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼したとのことです。

西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の対象者の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、対象者の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。

西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成24年7月1日付で、対象者の取締役会に対して、対象者の自律性・独自性を維持しつつ当社との関係性をより強化できるという点において対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)対象者は本公開買付けの算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の対象者普通株式の取得であること、本公開買付け価格は当社とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続きの適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続きの適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)当社との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、対象者の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付けは最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と当社との合意により決定されていること、対象者の株主が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合には対象者普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ市場(スタンダード)						
	月別	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月	平成25年6月
最高株価	2,529	2,400	2,600	2,697	4,800	6,500	2,545
最低株価	1,940	1,880	1,971	1,926	2,251	1,927	2,490

(注) 平成25年7月については、7月1日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

平成24年6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第17期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

平成25年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はございません。

【臨時報告書】

該当事項はございません。

【訂正報告書】

該当事項はございません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

(東京都新宿区大久保一丁目7番18号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

(1) 平成25年5月28日付「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年5月28日付で「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年9月30日を基準日、平成25年10月1日を効力発生日として、平成25年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって対象者株式分割を行うこと、及び平成25年10月1日を効力発生日として単元株式数を100株とすることを決定したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 平成25年6月27日付「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年6月27日付で「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりですが、当該公表によれば、対象者は平成25年3月期において債務超過になったことから、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっているとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

2. 債務超過となった経緯

当連結会計年度において、前期からの経営の立て直しと業績の早期回復に向け、不採算事業からの撤退、経営資源の集中などにより、事業を一部縮小したために売上高が減少する中で、高粗利商材の販売が減少し、新規顧客獲得のための販路の開拓費用が発生したことにより営業損失133百万円、当期純損失417百万円を計上した結果、債務超過となりました。

3. 猶予期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

4. 今後の見通し

平成25年3月期決算短信でも発表しておりますように、昨年より取り組んできた既存事業の選択と集中により、損益面の改善が徐々に成果を見せ始めていることから、次なる段階として新たな領域での事業基盤構築による収益力確保に努め、さらに事業規模に見合った人員配置、従業員一人当たりの生産性の向上、諸経費の削減等を引き続き進めてまいります。また、財務基盤の強化の施策も広く検討を行い、早い段階での債務超過解消に努めてまいります。

(3) 平成25年7月1日付「当社の一部事業の方向性」の公表

対象者は、平成25年7月1日付で「当社の一部事業の方向性」を公表しております。当該公表によれば、対象者のシステム事業の一部（大手飲食事業者向け予約・顧客管理・会計ASP事業）について、対象者内での方向性として下記の確認を行ったとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象者グループにおける大手飲食事業者向けの売上管理・受発注・予約・顧客管理業務を行うASPサービス事業（以下「本事業」といいます。）は、平成14年の事業開始以来、既存顧客との堅調な取引等により対象者グループ全体のコア事業かつ主要収益源となっております。

しかしながら、現在、選択と集中により経営基盤の立て直しを行う中で、対象者といたしましては、システム事業のうち、本事業を対象者で継続することを見直すこととし、中小型店向けのPOS事業（以下、「POS事業」といいます。）に経営資源を集中していくこと、及び本事業については、本事業とのシナジーが発揮できる第三者へ譲渡することを、今後の方針とすることを確認いたしました。なお、本事業の具体的な譲渡先につきましては、現在検討中であります。

今後対象者は、POS事業に注力する一方、平成25年3月29日に「子会社の異動（株式の取得）に関するお知らせ」にて開示の通り、対象者のシステム開発・運営力を活かした新たな事業の展開にて事業基盤の拡充を進め、収益力の向上を図ってまいります。

本件に関する譲渡先や譲渡内容などの詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。